令和元年７月１９日

栗ケ沢小学校保護者様
栗ケ沢小学校地域関係者様

松戸市立栗ケ沢小学校
校長　大森　茂

令和元年度　松戸市立栗ケ沢小学校　いじめ防止基本方針ついて

いじめのニュースを目にするたびに，心が強く痛みます。それは，保護者の皆様も同じであると思います。本校では，毎年「いじめ防止基本方針」を見直し，改訂をしながら，学校全体としていじめ防止に徹底して取り組んでいます。

つきましては，内容をご理解のうえ栗ケ沢小学校のいじめ問題の取組へ一層のご協力をいただきますようお願い致します。

記

主な改訂内容

（１）組織の役割
- 校内研修の実施（年２回）
- 会議の実施（年２回構成員全員，毎月生徒指導部会員）

（２）未然防止
- 豊かな人間関係づくり・・・松戸市版「いじめ防止プログラム」の活用
- 教師の人権意識の向上・・・理論研修の実施（７・９月）
- わかる授業の展開・・・・・「自己存在感を持たせる場面」・「自己決定の場面」・「共感的人間関係をつくる場面」を学習の中で取り入れる。

（３）早期発見
- 毎月１回「心と生活のアンケート」実施。
- ４～６年生は５月と 11 月に Q-U 調査を実施。７月と 12 月に分析。
- 個人面談を夏休み期間（７月）に実施。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

（４）重大事態とは
- 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合

（５）取組の点検・評価・公表
- 全職員及び保護者，地域住民，関係機関等の参画を得る。
- 児童や保護者及び関係機関に対し，学校いじめ防止基本方針について説明する。

以上

※いじめ防止基本方針は、学校 HP に掲載しております。

# 松戸市立栗ケ沢小学校いじめ防止基本方針

令和元年７月１９日　改訂版

本校は，いじめ防止対策推進法第１３条により，「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

## 第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

⑴　「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。

⑵　**いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。**

⑶　**いじめの問題は，教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題**であると理解する。

⑷　**家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有**し，連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

２　児童の責務

⑴　全ての児童は，いじめを行ってはならない。

⑵　全ての児童は，いじめを認識しながらこれを放置してはならない。

⑶　全ての児童は，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

３　学校及び教職員の責務

⑴　**学校及び学校の教職員は，関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。**

⑵　学校及び学校の教職員は，在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは，**適切かつ迅速に**これに対処しなければならない。

４　いじめの定義（法２条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

## 第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

⑴　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア　「いじめ防止等の対策のための組織」の設置　※事案により柔軟に編成し，対応する。

| | | |
|---|---|---|
| 構成員 | ○総括 | 校長 |
| | ○渉外 | 教頭 |
| | ○連絡・調整・記録 | 教務主任 |
| | ○指導 | 生徒指導主任・生徒指導副主任・学年主任<br>なかよし学級主任・あゆみ学級主任 |
| | ○教育相談 | 養護教諭・教育相談担当<br>スクールカウンセラー（栗ケ沢中学校） |
| | ○記録整理 | 生徒指導部 |

イ　組織の役割

（ア）学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・修正の中核としての役割

（イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（ウ）いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

（エ）いじめに対する組織的対応の中核としての役割

（オ）いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ　会議の開催

（ア）年２回の定例会（構成員全員）と月１回の月例会（生徒指導部会）の開催

（イ）いじめ事案が発生した場合は，すみやかに関係者を集め緊急会議を実施

⑵　学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

（ア）　わかる授業の実施

ａ　「できるからやる」学習サイクルの推進

ｂ　教えて考えさせる授業の展開

ｃ　授業づくりのＰＤＣＡサイクルの活用

ｄ**「自己存在感を持たせる場面」・「自己決定の場面」・「共感的人間関係をつくる場面」を学習の中で取り入れる。**

（イ）道徳教育の充実

ａ　基本的生活習慣の確立
「あいさつ」「お礼」「謝罪」など対人関係の基本的な言動ができるようにする

ｂ　自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

ｃ　法やルールの意義や遵守の理解
学校のきまり，社会生活でのきまり，交通規則を含め規範意識を高める指導

ｄ　主体的に判断し，適正に行動できる人間の育成

（ウ）豊かな人間関係づくり

ａ　Ｑ－Ｕ調査を活用した「ルール」と「信頼関係」のある学級づくり

ｂ　松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」「いじめ防止プログラム」の活用

ｃ　「縦割り活動」など異学年学級集団での活動の充実

（エ）規範意識の育成

ａ　いじめ防止対策推進法の周知

ｂ　ネットリーフレットの活用による，ネットいじめ防止の啓発

ｃ　生活規律や学習規律の確立

（オ）児童会活動を中心とした自発的活動

ａ　「ストップ・ザ・いじめ」など，子どもの心を耕す標語大作戦の実施

ｂ　いのちを大切にするキャンペーンの取組

ｃ　児童集会でのいじめ撲滅宣言，心を耕す標語の紹介，周知

ｄ　なくそう「暴力や暴言」キャンペーンの実施

ｅ　朝のあいさつ運動の実施

（カ）教師の人権意識の向上

ａ　いじめ事例・理論研修の実施（７・12 月）

ｂ　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長するということの共通理解

ｃ　過度の競争意識等が児童のストレスを高め，いじめを誘発する可能性があることの共通理解

**イ　早期発見**

（ア）定期的なアンケート調査（学校生活アンケートやQ－U調査の実施）

ａ　１ヶ月に１回「心と生活のアンケート」の実施

ｂ　２学期末に学校生活アンケート，セクハラ・体罰アンケートの実施

ｃ　２学期末に保護者対象の学校生活アンケート実施

ｄ　４・５・６年生は，５月と１１月にQ－U調査を実施する。当該学年と教育相談担当，教務主任，生徒指導主任，管理職による分析を７月と１２月に実施する。

（イ）　教育相談

ａ　中学校在籍のスクールカウンセラーによる教育相談の実施を月に１回２時間行う。
学校便りにより，「相談日」「相談までの手順」等を周知する。
６年生は３学期にスクールカウンセラーによる全員面接を行い，中ーギャップの解消に努めるとともに，中学校進学時に何か困ったり悩みがあったりしたときにはすぐにカウンセラーの先生と相談できる関係づくりをする。

ｂ　玄関訪問を学年はじめ（４月）に実施

ｃ　個人面談を夏休み期間（７月）に実施

ｄ　教育相談週間（11 月）の周知と活用を図る。保護者からの希望だけでなく，
担任が気になる児童の保護者に連絡をして面談する。
必要に応じて面談を行うことで，問題の解決に寄与する。

ｅ　日常の教育相談の充実
悩み事や困ったことなどすぐに児童の様子の変化を察知し，学年で話を聞く体制を続けていく。必要に応じて，教育相談担当や生徒指導主任，副主任，管理職が聞き取りの際に同席し問題が早く解決できるように最善を尽くす。

ｆ　「話す勇気」を持つ指導の充実

（ウ）児童観察

ａ　アンテナを高くし児童の様子について少しの変化も見逃さないようにする。

ｂ　チェック項目を決め，複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解を図る。
職員からの事例報告について，対応の仕方や今後の指導などを検討し，実践する。

ｃ　スクールアドバイザーを招聘し，通常級に在籍する特別な支援が必要な児童の観察に合わせて，観察学級内の児童相互の関係についても助言を受ける。

ｄ　昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察する。

（エ）相談窓口の周知

ａ　学校の相談窓口担当者（養護教諭）
電話番号（０４７－３４１－２６４０）

ｂ　いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

**ウ　早期対応**

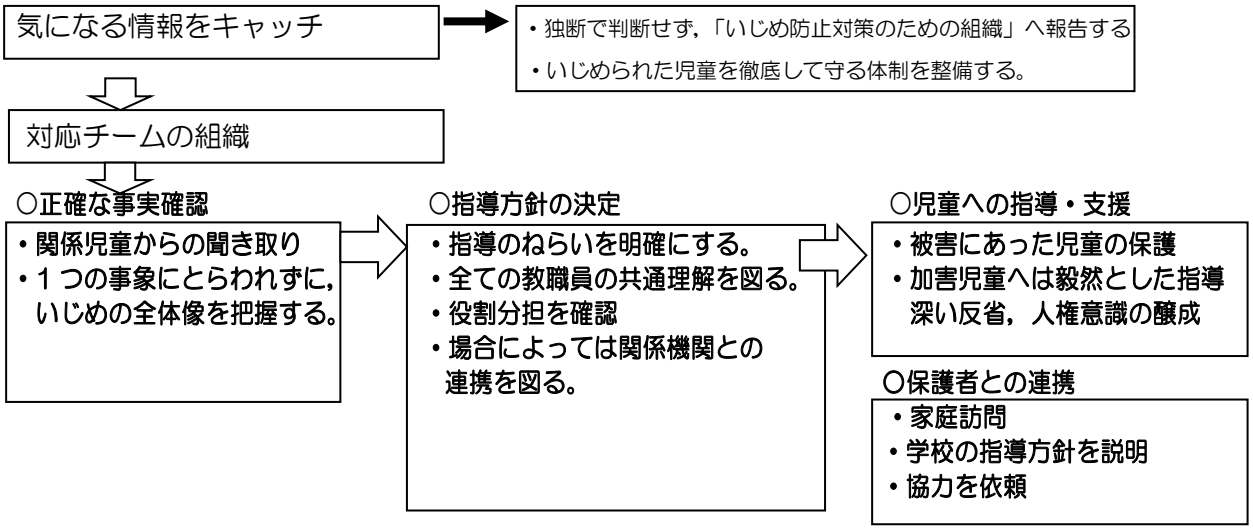

（ア）対応チームの発足

ａ　「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に，対応チームを発足する。

ｂ　対応チームのメンバーは管理職，学年職員，教育相談担当等，適切な対応ができるように，柔軟に構成する。

（イ）正確な事実確認

ａ　１つの事象にとらわれずに，いじめの全体像を把握する。

ｂ　複数名で聞き取りを行う。

ｃ　いじめた児童が，いじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

（ウ）指導方針の決定

ａ　指導のねらいを明確にする。

ｂ　全教職員の共通理解を図り，役割分担を確認する。

ｃ　場合によっては関係機関（警察，子ども家庭相談課，児童相談所）との連携を図る。

ｄ　**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携を図り、活用する。**

（エ）いじめられた児童への支援

ａ　徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。

ｂ　対応について説明し，不安な点を聞き取り，対応策を示す。

ｃ　表面的に解決したと判断せず，支援を継続する。

（オ）いじめた児童への指導

ａ　いじめを行った背景を理解しつつ，行った行為に対しては毅然と指導する。

ｂ　自分はどうするべきだったのか，これからどうしなくてはならないのかを内省させる。

ｃ　保護者には事実を説明する。

ｄ　学校による指導で改善が見られない場合は，懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に，保護者の理解を十分に得るように留意する。

（カ）観衆，傍観者への指導

ａ　いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。

ｂ　いじめは絶対に許されない行為であるということ，いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。

ｃ　人権意識の醸成を図る。

**エ　継続支援**

（ア）チームによる見守り

ａ　いじめられた児童に安心感を与え，心のケアを行う。

ｂ　教職員がシフトを組み，隙のない体制で見守りを行う。

（イ）　定期的な個人面談

ａ　いじめ解決から断続的に個人面談を行い，状況を把握する。

ｂ　栗ケ沢中学校スクールカウンセラーによる面談を実施する。また担任との連携を密にする。

（ウ）家庭への定期連絡

ａ　児童との面談後，面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。

ｂ　家庭での様子等を聞き，寄り添う姿勢を伝える。

（エ）進級，進学にともなう引継ぎ

ａ　情報共有のもと，児童間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。

ｂ　小学校から中学校への進学に際しては，綿密に行う。

ｃ　中学校進学前に，栗ケ沢中学校スクールカウンセラーとの６年生の全員面談を実施する。

**オ　家庭，地域等との連携**

（ア）家庭との連携

ａ　学校基本方針等について保護者に周知し，理解を得る。また，日頃より情報共有しやすい関係を築く。

ｂ　いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，すみやかに学校に相談するよ

う啓発する。

（イ）ＰＴＡや地域との連携

ａ　学校基本方針等について地域に周知し，理解を得る。また，情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

ｂ　ＰＴＡ役員会，運営委員会でいじめ問題について協議する機会を設ける。

ｃ　保護者会の折に，役員会，運営委員会で協議した内容を報告し，意見を求める。

**カ　関係機関との連携**

（ア）教育委員会との連携

ａ　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

ｂ　相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

ｃ　いじめの状況について報告し，情報を共有する。

ｄ　出席停止措置について協議する。

（イ）子ども家庭相談課，松戸市少年センターとの連携

ａ　問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

ｂ　相談電話が入った場合等は，情報提供を求める。

ｃ　生活環境に問題がある場合には，情報提供をし，民生児童委員も含め協力して，生活環境の改善を図る。

（ウ）警察との連携

ａ　いじめが暴力行為や恐喝等，犯罪と認められる事案に関しては，早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し，連携を図る。

ｂ　所轄の警察署との連携を図るため，定期的にまたは必要に応じて，相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞　*※事案によっては，下記関係機関以外との連携もある。*

| 関係機関名 | 連絡先電話番号 |
|---|---|
| 松戸市教育委員会指導課 | ０４７－３６６－７４５８ |
| 松戸市子ども家庭相談課 | ０４７－３０８－７２１０ |
| 松戸市少年センター | ０４７－３６６－７４６４ |
| 松戸警察署 | ０４７－３６９－０１１０ |
| 松戸東警察署 | ０４７－３４９－０１１０ |
| 東葛少年センター | ０４－７１６２－７８６７ |

## ２　重大事態への対処

### ⑴　重大事態とは

ａ　生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

ｂ　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

ｃ　児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合

### ⑵　重大事態の対処

ａ　重大事態が発生した旨を，教育委員会指導課へ速やかに報告する。

ｂ　教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

ｃ　組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

ｄ　調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対して，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

ｅ　調査結果を，教育委員会指導課へ報告する。

## ３　学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

### ⑴　学校いじめ防止基本方針について

ａ　いじめ防止のための組織を中心に，全教職員及び保護者，地域住民，関係機関等の参画を得ながら，基本方針の点検や見直しを行う。

ｂ　学校ホームページで公表する。

ｃ　児童や保護者及び関係機関に対し，学校いじめ防止基本方針について説明する。

### ⑵　いじめについての取組について

ａ　学校評価を活用し，いじめ防止の取組について，児童，教職員，保護者が評価する。

ｂ　評価結果の分析に基づき，取組の改善を図る。

ｃ　評価結果を公表し，児童，保護者，地域へと周知する。

【　いじめ防止対策年間指導計画　】

| | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 職員会議等 | 事案発生時，緊急対応会議開催 | | | | |
| | 生徒指導部会<br>いじめ防止対策委員会<br>・基本方針策定<br>・年間計画の確認 | 生徒指導部会<br>保護者会等で保護者，地域などへ説明，啓発。 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会<br>校内研修会<br>「いじめ事例研修」 | |
| 未然防止 | 豊かな人間関係作りプログラム・学級道徳等 | | | | |
| | ・学級・学年開き<br>・学級・学年・学校の約束を確認する | | ・いじめ防止標語作りの取り組み | ・ネットの危険講習会（保護者・児童） | ・林間学園時の対応 |
| 早期発見 | ・引き継ぎ資料の確認<br>・生活アンケート①<br>・教育相談活動 | ・玄関訪問<br>・Q－U アンケート<br>・生活アンケート② | ・生活アンケート③ | ・Q－U 分析<br>・生活アンケート④<br>・個人面談 | |

| | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 |
|---|---|---|---|---|
| 職員会議等 | 事案発生時，緊急対応会議開催 | | | |
| | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会<br>校内研修会<br>「生徒指導について」 |
| 未然防止 | 豊かな人間関係作りプログラム・学級道徳等 | | | |
| | ・修学旅行時の対応 | ・いじめ防止行動宣言の取り組み | ・人権学習 | |
| 早期発見 | ・生活アンケート⑤<br>・教育相談活動 | ・生活アンケート⑥ | ・生活アンケート⑦<br>・Q－U アンケート<br>・教育相談週間 | ・セクハラ体罰アンケート<br>・生活アンケート⑧<br>・学校アンケート<br>・Q－U 分析 |

| | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|
| 職員会議等 | 事案発生時，緊急対応会議開催 | | |
| | 生徒指導部会 | 生徒指導部会<br>・学校アンケートの分析，公表<br>・学校評議員の指導 | 生徒指導部会<br>いじめ防止対策委員会<br>・本年度のまとめ<br>・次年度の計画<br>基本方針見直し |
| 未然防止 | 豊かな人間関係作りプログラム・学級道徳等 | | ・引き継ぎ資料の作成と整理 |
| 早期発見 | ・生活アンケート⑨<br>・教育相談活動 | ・生活アンケート⑩ | ・生活アンケート⑪ |